

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月26日

分任契約担当官
中国地方整備局
三次河川国道事務所長 兼重 和明

1 競争入札に付する事項

(1) 売扱物品の名称及び数量

令和7年度三次河川国道事務所鉄屑売扱
詳細及び数量は入札説明書による。

(2) 売扱物品の概要

入札説明書による。

(3) 引渡期限

契約代金納付後20日以内（納付日を含む。土日祝日年末年始を除く）

(4) 入札方法

入札金額は、物件の買受金額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに令和7・8・9年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」のB又はC等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有することが確認できた者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者

又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加者の資格に関する公示（令和7年3月31日付官報）の手続をおこなった者。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受領期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 当該売扱に係る下見証明書を提出した者であること。
- (7) 契約担当官から入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒728-0011 広島県三次市十日市西六丁目2番1号
中国地方整備局 三次河川国道事務所 経理課 契約係
電話 0824-63-4122（内線224）
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
 - ①交付場所
〒728-0011
広島県三次市十日市西六丁目2番1号
中国地方整備局 三次河川国道事務所 経理課
 - ②交付方法
手交、電子メール又は託送（着払い）による交付を行うので、（1）問い合わせ先まで連絡し、指示を受けること。
- (3) 下見の日時及び場所
令和7年8月26日9時から 令和7年9月11日16時
詳細は、入札説明書による。
なお入札説明書の交付を受けていない者は下見に参加することができ

ないので、必ず入札説明書の交付を受けてから下見に参加すること。また下見終了後、現地にて下見証明書の交付を受けること。

(4) 申請書の受領期限

令和7年9月11日17時

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は、令和7年9月17日を予定する。

(6) 入札書の受領期限

令和7年9月24日17時

(7) 開札の日時及び場所

令和7年9月25日14時00分

中国地方整備局 三次河川国道事務所 入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札参加者に要求される事項

この競争に参加を希望する者は、上記3(4)に示す受領期限までに申請書を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間において契約担当官から申請書の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 落札対象

申請書を基に、契約担当官において参加資格の確認を行い、競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。

なお、落札対象外とされた入札書に関する通知は、開札の前日までに行う。

(5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 上記 2 (2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）を有していない者も上記 4 (3)により申請することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、且つ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 発注者が必要と認める場合には、開札までの間に参考見積書の提出を求めることがある。

(10) 詳細は入札説明書による。